

業務説明書

## 1 業務の目的

近年、人口減少や少子高齢化の影響により利用者が減少し、路線バスを取り巻く環境は厳しいものとなってきている。さらに、交通事業者が経営効率の向上を図るため減便等が行われる可能性があり、サービス低下によるさらなる利用者の減少やそれによる公共交通の維持確保が懸念されている。

このような状況を踏まえ、奈良県では、平成25年2月に知事を会長とする新たな体制での「奈良県地域交通改善協議会」（以下「協議会」という。）を設立し、路線バスだけでなく、コミュニティバス等も含め、移動ニーズに応じた交通サービスのあり方について検討を進めてきた。

平成28年3月には、公共交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「奈良県公共交通基本計画」（以下、「基本計画」）及び地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成を図ることを目的として、「奈良県地域公共交通網形成計画」（以下、「網形成計画」）を策定した。

その後、策定後に生じた状況変化に対応するとともに、これまでの取組の成果・課題を踏まえ、施策をさらに強化するため、基本計画を令和3年度に改定し、令和4年度に網形成計画の次期計画となる「奈良県地域公共交通計画」（以下、「地域公共交通計画」）を策定した。

本業務では、基本計画の施策を推進するため、「公共交通とまちづくり等の検討プロセス」の実施に係る運営支援、令和4年度にパイロット事業として実施したクロスセクター効果の試算から得られた課題を踏まえ、クロスセクター効果の奈良県版簡易算出ツールの作成を行う。併せて、基本計画に掲げる推進施策に関連し、令和5年度に開催を予定している研修会・セミナー等の企画運営や情報収集・資料作成を行う。

〔 ※利用人数や収支率のように数値として可視化されている価値に加え、公共交通サービスがあることでまちづくりや医療、福祉、観光といった他施策分野との関連で生じている可視化されていない価値を示す指標。 〕

## 2 業務内容

### 2-1 業務概要

- ・業務名：奈良県公共交通基本計画等調査検討業務委託（公共交通基本計画推進事業）
- ・業務の対象地域：奈良県全域
- ・契約締結の翌日から、令和6年3月22日（金）まで

### 2-2 業務内容

#### 【1】基本計画に掲げる「公共交通とまちづくり等の検討プロセス」の実施に係る運営支援

##### 1) バスカルテ<sup>※</sup>等の更新及びこれに基づく分析の支援

- ・市町村を跨ぎ運行される路線バス・広域コミュニティバスにつき、客観的指標に基づき各路線の必要性や運営の効率性に係る「診断」を実施するに際し、必要となる運行・利用データ等の整理・分析を実施すること。（バスカルテ18グループ程度）

〔 ※ 客観的指標に基づき各路線の必要性や運営の効率性に係る「診断」を実施するため、路線概況や診断結果をまとめたもの。 〕

- ・データの整理・分析にあたっては、鉄道、タクシー、デマンド交通、自家用有償旅客運送など、当該地域で提供されている他交通モードの状況についても、公表資料や市町村・交通事業者等へ

のヒアリング等により把握すること。

- ・ また、更新したバスカルテを県内市町村や交通事業者と共有し、今後の路線維持に向けての検討材料として活用できるようにすること。

〈留意事項〉

- ・ バス運行状況等のデータ（令和4年10月～令和5年9月運行分）は、関係交通事業者から令和5年12月以降に提供される見込みである。
- ・ 奈良県地域交通改善協議会等（後述【1】3）参照）での検討内容を踏まえ、整理・分析を実施すること。

2) 「公共交通とまちづくりのデッサン」の改定及びこれに基づく取組等の検討支援

- ・ まちづくりや観光等に関連する施策との連携も踏まえ、市町村を跨ぐ路線バス等を中心とする地域の公共交通について実施する改善や見直しにつき、対象区域や取組の実施主体、役割分担を明らかにした「公共交通とまちづくりのデッサン（以下、「デッサン」という。）」の構成要素、改善策や具体的な取組等の検討を支援するとともに、上記1)のデータ整理・分析を踏まえて提案を行うこと。（デッサン18グループ程度）
- ・ 「デッサン」において特に重要な事項となる路線の抜本的な再編や施設整備・改良など、一定期間を要する「重点取組事項」についても、設定を行い、関係者による検討の支援も行うこと。
- ・ 下記3)に記載のエリア公共交通検討会議において、各エリアにつき作成する「デッサン」の取りまとめ作業を支援すること。

〈留意事項〉

- ・ 奈良県地域交通改善協議会等（後述【1】3）参照）での検討内容を踏まえ、取りまとめ作業を支援すること。

3) 奈良県地域交通改善協議会等の運営支援

- ・ 同協議会及び同協議会の下部会議として開催される地域別部会（4グループ）、エリア公共交通検討会議（18グループ程度）につき、資料の作成・印刷、会場設営及び議事録の作成等を行うこと。
- ・ 協議会等の会場設営費、資料印刷費及び運営費は受注者の負担とする。なお、会議については、原則として対面での実施を想定するが、新型コロナウイルス感染症などの状況によっては、ウェブ会議による開催も可能となるようにすること。
- ・ 協議会等の日程調整は発注者が実施する。また、協議会等の開催がやむを得ず中止となった場合は、変更することとする。

[開催回数（想定）]

- ① エリア公共交通検討会議（18グループ程度）：各2回程度  
令和5年7月～令和6年2月頃予定、出席者は各20名程度想定  
なお、1日あたり複数グループの会議開催を予定しており、開催日数は18日を想定。

- ・ 以下の資料作成に係る支援を行うこと。
  - ① 奈良県公共交通条例第7条第4項の規定に基づく、「令和5年度基本計画に基づく施策の実施状況報告書」の作成
  - ② その他、基本計画に掲げる推進施策に係る具体的な取組状況の分析・整理

## 【2】地域公共交通の多面的評価方法（クロスセクター効果）の奈良県版簡易算出ツールの作成

### 1) クロスセクター効果の奈良県版簡易算出ツールの作成

- ・ 令和4年度業務にて、県内の3地域においてパイロット事業としてクロスセクター効果の試算を実施し、奈良県版簡易算出ツールを作成する上での課題整理等を実施した。この結果を踏まえ、クロスセクター効果の奈良県版簡易算出ツールの作成を行うこと。
- ・ ツールの作成にあたっては、奈良県の各自治体の規模や路線特性等を踏まえて行うこと。
- ・ 作成したツールについて、県内の自治体への意見照会を実施し、改善要望等について、整理・修正を行うこと。
- ・ 奈良県版簡易算出ツールの作成後、このツールを使用し、奈良県地域公共交通計画に位置づけられている市町村を跨いで運行されている全ての路線バスについて、クロスセクター効果の算出を実施する。
- ・ ツール作成にあたっては、既存統計データ等の収集、該当する各市町村（交通部局に限らず福祉部局、観光部局等）や交通事業者、医療機関、福祉施設等に対するアンケート・ヒアリング調査などを行うとともに、当該分野の知見を有する学識経験者等へのヒアリングを行うこと。

### 2) 奈良県版簡易算出ツールの利用方法の整理

- ・ 奈良県版簡易算出ツールを県内市町村へ提供し、各市町村内を運行する路線バスやコミュニティバスのクロスセクター効果算出に活用することを想定している。このため、市町村担当者向けに算出ツールの使用方法や算定結果の見方・利用方法等について整理を行うこと。
- ・ 算出ツールの使用方法や利用方法についてマニュアルを作成し、【3】に記載の研修会にて使用方法や活用方法の説明を実施すること。

## 【3】基本計画に掲げる推進施策に関連する研修会・セミナー等の企画運営等

- ・ 基本計画に掲げる推進施策の取組を題材に、地域住民、民間事業者、行政など地域の関係者や多様な主体が参画する研修会・セミナー等の企画運営を行うこと。
- ・ 当該研修会・セミナー等の開催にあたり、情報収集や資料作成・印刷、会場設営及び議事録の作成、効果的な広報活動の提案等を行うこと。
- ・ 研修会・セミナー等の広報活動費、会場設営費、資料印刷費及び運営費は受注者の負担とする。なお、研修会・セミナー等については、原則として対面での実施を想定するが、新型コロナウイルス感染症などの状況によっては、ウェブ会議による開催も可能となるようにすること（開催時間2時間、計3回程度想定）。
- ・ 当該研修会・セミナー等にかかる企画内容の詳細については、発注者と協議のうえ決定すること。

#### 【4】打合せ協議

本業務における打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ4回、成果品納入時の計6回とする。ただし、中間打合せは、担当職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。

業務着手時及び業務完了時には原則として管理技術者が出席するものとする。

業務中に発生する簡易な質疑応答等は打合せ回数に含まないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務の方向性等に影響する様な質疑応答・指示等があった場合については、議事録を作成し提出するものとする。

なお、本打合せ協議は、原則として対面によるものとするが、やむを得ない事情がある場合や新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止として、ウェブ会議等にて行うこともできる。

#### 【5】報告書の作成

業務を実施した業務内容について報告書を取りまとめるとともに、業務報告書概要版を作成する。

なお、本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事等の各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省が策定した「土木設計業務等の電子納品要領（案）：（以下、「要領」という。）」及び奈良県が策定した「土木設計業務等の電子納品ガイドライン（案）」（以下、両者を総称して「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途調査職員と協議すること。

### 3 参考とする資料

#### 3-1 ホームページ上で閲覧可能なもの

- 1) 奈良県地域交通改善協議会での検討状況 (<http://www.pref.nara.jp/24442.htm>)
- 2) 奈良県公共交通基本計画 (<http://www.pref.nara.jp/40528.htm>)
- 3) 奈良県地域公共交通網形成計画 (<http://www.pref.nara.jp/41826.htm>)
- 4) 令和2年度奈良県公共交通基本計画に基づく施策の実施状況報告書  
(<http://www.pref.nara.jp/40528.htm>)

#### 3-2 技術提案書作成に関し、閲覧可能なもの

（閲覧方法については、技術提案書の提出依頼の通知時に指定する。）

- 1) 令和4年度 第1-委1号

奈良県公共交通基本計画等調査検討業務委託（公共交通基本計画推進事業）成果品  
※令和4年度に係るバスカルテ及びデッサンを含む

#### 3-3 受注後に貸与するもの

- 1) 令和2年度 第2-委1号

奈良県公共交通基本計画等調査検討業務委託（公共交通基本計画推進事業）成果品  
※令和2年度に係るバスカルテを含む

- 2) 令和3年度 第1-委1号

奈良県公共交通基本計画等調査検討業務委託（公共交通基本計画推進事業）成果品  
※令和3年度に係るバスカルテを含む

3) 令和4年度 第1-委1号

奈良県公共交通基本計画等調査検討業務委託（公共交通基本計画推進事業）成果品

※令和4年度に係るバスカルテを含む

4 成果品の提出

業務の成果品は次のとおりとする。

1) 報告書A4簡易ファイル製本：1部

2) 1)の電子媒体（元ファイルとPDF形式）CD-R：2枚

「要領」で特に記載が無い項目については、調査（監督）職員と協議のうえ決定するものとする。

5 その他

1) 本業務の履行にあたっては、「本業務説明書」及び「特定された技術提案書により作成する特記仕様書」によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（令和2年10月奈良県県土マネジメント部）」によるものとする。

2) 業務遂行の過程で得られた図表等の著作権、一切の知的所有権は奈良県に属するものとする。

3) 委託契約完了にかかわらず、成果品に誤りや不備があった場合は、受注者の責任において速やかに修正しなければならない。

4) 本業務説明書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者・受注者協議の上、発注者の指示に従うものとする。

5) 成果品及び業務遂行の過程で作成された図表、資料等の著作権等、一切の知的所有権は発注者に帰属する。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、発注者の承諾を必要とする。

以上